

令和6年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和6年3月26日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和6年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	4
報告第1号 専決事項の報告について	5
議案第1号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）	6
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	6
久野須賀子議員の質疑	8
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	8
久野須賀子議員の再質疑	8
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	9
久野須賀子議員の再質疑	9
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	9
議案第1号採決	10
議案第2号 令和6年度枚方寝屋川消防組合予算	10
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	10
西田昌美議員の質疑	13
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	14
西田昌美議員の再質疑	14
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	14
西田昌美議員の再質疑（要望）	15
議案第2号採決	15
議案第3号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	16
島村忠消防次長兼予防部長の提案理由の説明	16
久野須賀子議員の質疑	16
島村忠消防次長兼予防部長の答弁	17
久野須賀子議員の再質疑	17
島村忠消防次長兼予防部長の答弁	17
久野須賀子議員の再質疑（要望）	18
議案第3号採決	18
議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	18
島村忠消防次長兼予防部長の提案理由の説明	18

議案第 4 号採決	19
伏見隆管理者閉会の挨拶	20
野村生代議長閉会の挨拶	20
閉会（午前11時05分）	20

令和6年3月26日（火）

令和6年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和6年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和6年3月26日（火）

出席議員（16名）

1番	大津	真沙樹	7番	武田	由利子	13番	広瀬	ひとみ
2番	岡	由美	8番	峠	賢一	14番	前田	富枝
3番	金子	英生	9番	西田	昌美	15番	松本	佑介
4番	志甫	直哉	10番	丹生	真人	16番	森越	清楓
5番	瀬戸	健太	11番	野村	生代			
6番	高野	寿陞	12番	久野	須賀子			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	眞先	良次
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	南	充彦
副管理者	小山	隆	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	竹島	弘光	寝屋川消防署長	小嶋	悦喜
消防長	藤中	明広	枚方市危機管理部長	新内	昌子
消防次長兼総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	林	竜也
消防次長兼予防部長	島村	忠			

議 事 日 程（令和 6 年 3 月 26 日 午前 10 時 00 分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号 専決事項の報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 5 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度枚方寝屋川消防組合予算
- 日程第 5 議案第 3 号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局 長 大 西 康 之

(午前10時00分)

○野村生代議長 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、年度末ご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和6年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和6年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年度末で何かとご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震により、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。また、被災地域の一日も早い復旧・復興と、被災された皆様が穏やかな日常を取り戻されますことを祈念申し上げます。

本消防組合では、このたびの地震に対しまして、緊急消防援助隊大阪府大隊として、計30隊、延べ94人の職員を石川県輪島市に派遣し、救助・救出・救急活動を行ってまいりました。

今回の震災を受け、本消防組合といたしましては、今後近い将来に、高い確率での発生が予測されている南海トラフ巨大地震に対する備えを万全に整え、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。

さて、昨年救急件数が過去最高件数を更新するなど、減少の兆しが見えない救急需要に対応するため、消防本部の毎日勤務職員で構成する救急隊、いわゆる「本部機動救急隊」を創設し、4月から運用を開始します。今後も迅速で持続可能な救急体制の構築に努めてまいります。

また、建築後50年以上が経過し、老朽化が顕著である枚方消防署につきましては、2月の全員協議会で同署の基本構想案についてご説明をさせていただきましたが、今後は、これを基に基本計画・実施設計等の事務を進めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

消防情報システムにつきましては、令和8年4月の更新整備を目指し、現在、事務手続を進めておりますが、来年度からの着工に向け、令和6年度予算で整備に係る経

費の債務負担行為を設定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、令和5年度補正予算や令和6年度予算など、5件の議案等について提案させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○野村生代議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和5年度11月分及び12月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○野村生代議長 ただいまの報告のとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく本定例会の会議録署名議員について、5番瀬戸健太議員、6番高野寿陸議員の2名を指名いたします。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第1号 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 議案第1号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第2号 令和6年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |

以上です。

○野村生代議長 ただいま報告の議事日程により、会議を進めます。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 報告第1号 専決事項の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小嶋寢屋川署長。

○小嶋悦喜寢屋川消防署長 ただいま上程いただきました報告第1号の専決第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。2ページをお開きください。

事故の概要につきましては、令和6年2月11日、午後11時46分覚知、寢屋川市田井町方面で発生した建物火災において、消防隊員が消火活動を実施していたところ、出火宅の南側隣宅へ延焼の恐れが生じたため、当該隣宅の大屋根から延焼阻止のために放水活動を実施した際に、当該隣宅の屋根瓦を損傷及び落下させたものでございます。

損害賠償につきましては、令和6年3月14日に示談が整い、当方側に過失があることから、20万7,152円を相手方に対して支払ったものでございます。

参考資料としまして、3ページに事故現場付近の見取図及び写真を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、火災の延焼及び活動状況から判断し、出火建物の隣宅の大屋根から俯瞰注水を行うに当たり、移動及び足場の確保のために、瓦屋根の特性に対する注意がおろそかになったものでございます。

今回の事故につきまして、ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。

事故後、直ちに現場最高責任者に対しまして注意喚起をするとともに、全署員に活動要領の確認を指示いたしました。今後も引き続き、事故防止に対する意識向上に努めてまいります。

以上、専決第1号のご報告とさせていただきます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号の専決事項の報告についてを終結いたします。

日程第3 議案第1号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 令和5年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、工事請負及び消防車両購入に係る契約確定等に伴う減額、長期債利子の精算などを合わせまして、減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書4ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,948万3,000円を減額いたしまして、補正後の総額を74億1,901万5,000円とするものでございます。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、議案書6ページの「第2表 地方債補正」に基づきまして、ご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の2億4,450万円から3,240万円を減額いたしまして、2億1,210万円に変更するものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金につきまして、8,750万1,000円を減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を5,331万8,000円、寝屋川市負担金を3,418万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第4款 府支出金、第1項 府負担金を7万9,000円増額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の、今年度の人件費相当額を人事院勧告により増額するものでございます。

次に、第2項 府補助金を170万2,000円増額するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の傷病者対応に使用する救急隊の感染防止資器材の購入に係る大阪府新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金によるものでございます。

次に、第7款諸収入、第2項雑入を1万3,000円増額するものでございます。これは、派遣職員の人件費相当額を人事院勧告等により増額するものでございます。

次に、第8款組合債、第1項組合債を3,240万円減額するものでございます。これは、消防車両購入等の契約確定に伴うものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

第9款繰入金、第1項基金繰入金を465万9,000円減額するものでございます。これは、枚方寝屋川消防組合消防救急基金を財源とした、本部機動救急隊創設に係る救急車両購入等の契約確定に伴うものでございます。

第10款繰越金、第1項繰越金につきましては、令和4年度歳計剰余金9,328万3,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書12ページをお開き願います。

第3款消防費、第1項消防費を2,732万9,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では、職員変動などにより425万5,000円を減額。職員手当等につきましては、扶養手当をはじめ各種手当の減額と定年前早期退職者や普通退職者の増加による退職手当の増額を合わせまして、総額4,713万3,000円を増額するものでございます。共済費におきましては、早期退職者の影響等により、667万4,000円を減額するものでございます。

また、契約確定等により、需用費で556万2,000円、役務費で148万1,000円、委託料で1,636万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、15ページをお開き願います。

研修費確定等に伴いまして、負担金補助及び交付金で41万7,000円を減額するものでございます。

消防施設費では、消防庁舎関連工事や消防車両購入費等の契約確定に伴いまして、委託料で200万円、工事請負費で35万円、備品購入費で3,735万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、第4款公債費、第1項公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、215万4,000円を減額するものでございます。

17ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、20ページと21ページに「地方債に関する調書」、22ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 緊急消防援助隊派遣に伴う補正予算について質問いたします。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様全員の、早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

議案書18ページ中段に記載があるように、職員手当が4,713万3,000円増額補正となり、その内訳として、令和6年能登半島地震に伴う増減分、特殊勤務手当205万6,000円、時間外勤務手当で750万円の、合計955万6,000円が、今回の派遣に係る費用と認識していますが、こちらの記載されているもの以外の費用がありましたら、総額をお教えください。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 久野議員のご質問にお答えします。

久野議員のご認識のとおり、こちらには人件費の増減内訳として緊急消防援助隊派遣に伴う特殊勤務手当と、時間外勤務手当の増加分を記載しております。その他の緊急消防援助隊に要した費用といたしまして、救急隊の感染防止資器材などの購入費や、出動した車両の点検費用、燃料費等を合わせまして、合計1,825万3,000円が今回の緊急消防援助隊派遣に係る費用となります。

○野村生代議長 再質疑はありませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 2回目の質問といたしまして、派遣費用については何に基づき、または人件費など、その内容と、国から何%の補填があるのかをお示しください。また、

その精算の時期についてお示してください。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 久野議員の2回目のご質問にお答えします。

消防庁長官の指示を受けて出動した活動経費につきましては、消防組織法に基づき国が全額負担するものとなっております。国が負担する経費の内訳については、緊急消防援助隊に関する政令に定められており、人件費のほか、活動のために使用した施設の修繕料及び役務費、その他燃料費、消耗品費、賃貸借料等が含まれております。また、精算の時期については、総務省消防庁から令和6年度上半期中と聞いております。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 今回の緊急消防援助隊については、いち早い出動と、その初動対応を含めた対応、本当にありがとうございました。費用面につきましても、しっかりと管理されていることを確認いたしました。

最後に、今回の緊急消防援助隊での活躍、活動を通して、災害時の備えなど、現場を知った立場から、今後に生かすことについてお答えください。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 久野議員の3回目のご質問にお答えします。

今回の緊急消防援助隊の派遣先である輪島市内は、至るところで家屋が倒壊し、道路も寸断され、まさに壊滅的な状況でした。この光景を目の当たりにしたとき、大規模災害時に、我々消防の手が届く範囲は、ほんのわずかだということを痛感しました。このような災害が枚方寝屋川消防組合管内で発生した場合には、市民一人一人の自助・共助が必要不可欠であり、そのためには市民の防災意識の向上を、今よりもさらに訴えていくことが必要だと考えています。消防組合といたしましても、一人でも多くの市民を守るために、震災時の初動体制の迅速化や、大阪府や両市の地域防災計画との整合を図りながら、現行の計画やマニュアルをしっかりと検証してまいります。

○野村生代議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和6年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和6年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震を教訓として、今後の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対しても迅速かつ適切に対応できる、持続可能な消防体制を確保するための諸経費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ77億5,785万3,000円と定めるものでございます。内容につきましては後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為につきまして、財務会計システム端末賃貸借といたしまして、限度額4万9,000円、AED賃貸借(消防車両)といたしまして限度額683万1,000円、消防情報システム更新整備といたしまして32億2,200万円を設定しております。

消防情報システム更新整備につきましては、令和8年4月の運用開始に向け事業を進めているところでございますが、契約締結からシステム構築完了まで約1年半の期

間が必要なことから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額1億8,380万円を設定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容をご説明いたします。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに77億5,785万3,000円でございます。前年度と比較いたしますと、3億5,177万1,000円の増額になっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における、令和5年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が74億7,306万8,000円となっております。その内訳は、枚方市負担額が45億973万9,000円で、按分比率は61.0289%、寝屋川市負担金は28億6,630万7,000円で、按分比率は38.9711%でございます。

消防指令業務の共同運用等に係る交野市の負担金は、9,702万2,000円でございます。

次に第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類の、いわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして1,078万4,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しております救助工作車の車両購入に係ります国庫補助金としまして、3,912万9,000円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額、804万3,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして1,796万8,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入 第1項 財産売却収入は、車両等の売却としまして113万6,000円を見込んでおります。

第6款 寄附金 第1項 寄附金100万円につきましては科目設定でございます。

第7款 繰入金 第1項 基金繰入金は、本部機動救急隊に係る訓練資器材等購入費としまして229万7,000円を見込んでおります。

次に、20ページをお開き願います。

第8款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。第2項 雑入は2,060万9,000円で、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成市への職員の派遣に伴う人件費相当額を計上しているものがございます。

第9款 組合債 第1項 組合債は、消防自動車整備事業及び消防庁舎整備事業に係ります消防防災施設整備事業債で、1億8,380万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費357万8,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費114万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費 16万1,000円は監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は72億9,825万1,000円で、前年度と比較しまして4億1,549万1,000円の増額となっております。その主な内容をご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

人件費のうち、職員手当等が定年延長により、退職者が前年度の0人から13人になること等によりまして、24億5,826万5,000円となり、前年度と比較いたしますと3億4,286万2,000円の増額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして、155

万7,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、救急車1台、救助工作車1台の購入、渚出張所の自家発電設備更新工事などで、3億183万9,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費 第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入分に要する元金及び利子としまして、4億4,472万円で、対前年度比は6,375万2,000円の減額となっております。

第5款 予備費 第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、50ページ以降に給与費明細書、56ページに債務負担行為に関する調書、59ページに地方債に関する調書を添付いたしております。

内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、62ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

西田議員。

○西田昌美議員 寝屋川の西田です。まず初めに、今年1月1日に起こりました能登半島地震でお亡くなりになられました方々に、心より哀悼の意を表したいと思っております。そして、被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げます。一日でも早く元の生活を取り戻すことができますようにお祈りをいたします。

それでは、令和6年度枚方寝屋川消防組合予算についてお伺いします。予算書39ページ、総務管理課から庶務運営費として、イ、ハラスメント審査員報酬が計上されています。報酬は審査会開催ごとに支払われるのでしょうか。また、審査会はどのような状況で開催されるのでしょうか。さらに、本年度予算で計上されている54万円は、これまでの審査会の回数などを基に上げられていると考えますが、1つの事案に対して何回ぐらいの審査会が開催されているのでしょうか。また、1事案に対して結果が出るまでの期間はおおよそどれくらいでしょうか。

次に、ハラスメント相談業務委託料は、弁護士事務所などに、職員が必要に応じて

相談できるための委託料で、相談の件数に関係なく1年間の委託料という理解でよいのかお伺いします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 西田議員のご質問にお答えします。

まず、ハラスメント審査委員報酬につきましては、ハラスメントの有無を認定するハラスメント審査委員に委嘱されている3名の有識者に対して、審査会開催ごとに日額で報酬をお支払いしているもので、日額1万5,000円の12回分で積算しているものです。また、開催状況としましては、事案があれば、おおむね月1回を目標に開催しているものです。1事案当たりの開催回数及び結果が出るまでの期間につきましては、事案によって異なりますが、十分な審査回数を確保するとともに、迅速な解決に努めております。

次に、ハラスメント相談業務委託料ですが、ハラスメント相談の外部窓口としての役割を法律事務所に委託しているものであり、毎月3万8,500円の12か月分として積算しているものです。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

西田議員。

○西田昌美議員 ハラスメントの相談体制については、全職員にしっかりと周知ができているのでしょうか。また、総務管理課の事務分掌としてハラスメントの防止がありますが、ハラスメントを未然に防ぐための取組、そのための予算はここに含まれているのでしょうか。お願いいたします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 西田議員の2回目のご質問にお答えします。

ハラスメント相談体制につきましては、毎年度、更新を行っているハラスメント相談のしおりや、本消防組合作成の機関誌「纏人」などでの周知に加え、毎月1回実施している不祥事防止ミーティング等も通じて、十分に周知できているものと認識をしております。

ハラスメントを未然に防ぐための取組としましては、消防学校修了後の新人職員に対する研修をはじめ、「纏人」での連載記事、ハラスメント撲滅への手紙と寄稿、直近

では、管理職員を対象としたエイジ・ダイバーシティに関する研修などを実施しております。令和6年度の予算としましては、予算書41ページ、12の(1)のア、各種研修等に伴う報償費として、ハラスメント防止研修に係る講師への報償費を見込んでおります。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

西田議員。

○西田昌美議員 ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。3回目は要望とさせていただきます。

職場からハラスメントをなくすこと、これは枚方寝屋川消防組合にとって大きな課題であると考えます。ハラスメントのない職場にするためには、職員の意識改革が必要であると考えます。既に行っておられますが、管理職を含む全職員を対象にしたパワハラ、セクハラ、暴力の根絶を訴える研修が必要であると考えます。また、残念ながら、ハラスメントが起こったとき、被害を受けた職員が気を遣ったり、遠慮したりせず、相談を受けたり審査請求できる体制が何よりも必要であると考えます。2021年に制度化されたハラスメント相談制度が、被害を受けた職員にとって安心できる制度となるよう、十分な調査が必要であると考えますが、必要以上に時間がかかると、相談者にとって、結果が出るまで長時間を要することは、一層の負担を与えることともなりますので、十分な調査とともに迅速な対応を求め、質問を終わります。

○野村生代議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから、本件を採決いたします。本件は、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議

題といたします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 ただいま上程いただきました議案第3号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、枚方市及び寝屋川市に、火災予防上合理的な関連性が認められるときは、これまでの指定催しの指定時だけではなく、本条例において定める全ての事項において、枚方市及び寝屋川市の区域外であっても本条例の効果を及ぼすことを明確化するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、25ページをお開き願います。

第49条として、記載の1条を加えるものでございます。また、本条の追加に伴いまして、第42条の2第4項を削除するものでございます。そのほか、第49条の追加に伴い、以降の条文につきまして条を繰り下げるものでございます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 本条例変更の焦点である改正部分は、令和4年第3回定例会において条文が新設されました。その後、まだ1年を過ぎたばかりであり、本議会で一部改正を上程しなければならない理由についてお示しくください。なお、この本議案内には提案理由が示されており、本条例の効力が及ぶことを明確化することとしています。改正前の条文との、及ぼす効果の違いとその経緯についてお示しくください。当該区域外の管轄消防の了解が必要にならないのかもお聞きいたします。

○野村生代議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 久野議員のご質問にお答えいたします。令和4年第3回定例会の改正では、指定催しの指定に関してのみ、火災予防上、合理的な関連性が認められる場合には、本条例の効果が区域外に及ぶことを明確化したものです。今回の改正は、火災予防条例を根拠とする全ての事象に対象を拡大するために改正したものです。改正前の条文との及ぼす効果については、改正後も変わりませんが、誰が見ても解釈に違いが生じないという意味で、大きく異なるものであると認識をしております。

なお、本改正は本消防組合の条例を、合理的な関連性が認められる場合についてのみ区域外に適用するものであるため、他市消防本部の了解が必要になるものではありませんが、本条例改正にあっては、隣接する他市消防本部にも事前説明を行い、ご理解をいただいております。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 この条文については、令和4年第3回定例会では、条文制定に当たっては、不作為に問われないためであるとのこと、加えて高槻市との調整はなかったとのご答弁をされておりますが、本消防組合だけが制定していても、他の消防本部がそれを制定する、もしくは検討する働きかけが必要だと認識しております。ご見解をお示しください。また、昨年度の第2回くらわんか花火大会の関連実績及び本条文を新設したことによる効果をお示しください。また、この一部改正によって、実際に10万人規模、100店舗以上の出店として起こり得る可能性についてお示しください。

○野村生代議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 久野議員の2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど答弁をしたように、本消防組合の火災予防条例を区域外にも適用する話であったため、当時、交野市との調整は行っておりませんが、実運営上では、催しごとに打合せや調整を随時行っております。本条文を新設したことの効果については、淀川左岸の高槻市域に出店している店舗に対して、この消防組合の火災予防条例に基づく指導を行うことを明確化するものです。

なお、くらわんか花火大会の実績ですが、淀川左岸において、来場者数、約19万人、

店舗数は105店舗の出店がございました。そのほか、大規模な催しの開催の可能性ですが、本消防組合が定める指定催しに該当する大規模な催しは、現在、水都くらわんか花火大会のみと認識をしております。

○野村生代議長 再質疑はございませんか。

久野議員。

○久野須賀子議員 ご答弁ありがとうございました。差し当たってすぐに改正される必要性というのは薄いと感じるところもあるんですけども、隣接消防本部が同等の内容を盛り込まれることで、相互に補完し合えると思いますので、関連する近隣市へは条例改正する意味を理解していただくこと、そして近隣市へとの連携を図って火災予防に努めていただきたいということをお願いし、質疑を終わらせていただきます。

○野村生代議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の26ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。本案は令和5年12月6日に、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年

政令第347号)」が公布されたことを受け、手数料の額を一部改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。51ページをお開き願います。

第2条につきましては、各法令の略称規定を設けるとともに、それに伴い、各別表の文言を整理するものでございます。

58ページをお開きください。

別表第3の1の項 高圧ガスの製造許可に関する審査手数料につきまして、当該施設がすでに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」における重点設備としての許可を受けている場合は、その審査手数料を6,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、50ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○野村生代議長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野村生代議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申し上げました諸案件について慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

本消防組合の目指すまちの姿である、安全・安心を実感できるまちの実現に向け、令和6年度からも、消防組合が一体となって様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続き、ご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○野村生代議長 それでは、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また、金子副議長の支えを得まして、無事、議長の職を全うすることができました。重ねてお礼申し上げます。

今後も引き続き、枚方、寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

以上をもちまして、令和6年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

(午前11時05分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和6年3月26日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 野村 生代

枚方寝屋川消防組合議会

議員 瀬戸 健太

枚方寝屋川消防組合議会

議員 高野 新隆

